

税

納税通知書を送付します
軽自動車税(種別割・市税)

税務課・☎21221

対象 4月1日

現在で原動機付
自転車、小型特
殊自動車、二輪
車、軽自動車を
所有している方

発送予定日 5月11日(火)

納期限 5月31日(月)

※軽自動車税に月割課税の制度
はありません。

▼重課税率

新車登録から13年を経過した
軽四輪車(三輪含む)には『重課
税率』が適用されます。

▼グリーン化特例

昨年度中に新車登録した軽四
輪車(三輪含む)で環境負荷の小
さい車両は今年度に限り減額さ
れます。

▼障がい者減免制度

心身に障がいのある方(障が
い者と生計が同一の方や常時介
護する方も含む)が所有する車
で、一定の要件に該当すれば、



申請により軽自動車税が減免
(免除)になる場合がありますの
で、同課にご相談ください。
申請期限 5月24日(月)

納税通知書を送付します

自動車税(種別割・県税)

安足県税事務所

☎0283・23・1411

発送日 5月6日(木)

納期限 5月31日(月)

納付方法 納税通知書に記載さ
れている金融機関、コンビニエ
ンスストアまたはLINE Pa
y、PayPayで納付

※その他の納付方法など詳しく
は納税通知書をご覧ください。

▼障がい者減免制度

軽自動車同様減免制度があり
ますので同事務所(佐野市堀米
町)にご相談ください。
申請期限 5月31日(月)

内容をご確認ください

個人住民税の

特別徴収税額通知書

税務課・☎21228

5月中旬に通知書を各事業所
あてに発送します。

送付物 納入書、特別徴収のし
おり、特別徴収義務者および納税
義務者(従業員)あて税額通知書
※退職など、異動者がいる場合
は異動届出書をご提出ください。
※誤配達された場合は開封せず、
誤配達であることを書いて郵便
ポストに投函するか、最寄りの
郵便局にご連絡ください。

『事前予約』が必要です

税務署での申告・相談

足利税務署・☎413151

5月6日(木)以降の申告・相談
は事前予約が必要です。

予約方法 同署に電話し、自動
音声案内で『2』を選択して、窓
口相談の事前予約をしたい旨を
お伝えください。

募集

募集 生涯学習奨励賞の候補

生涯学習課・☎41311

対象 10年以上にわたり、市民
の模範となる学習活動やスポー
ツ、ボランティアなどを実践し
ている方や団体

5月の市税納期

納税課・☎21224

▶軽自動車税(種別割)
納期限 5月31日(月)

口座振替キャンペーン実施中

9月30日(木)までに新規に口座振替を申
し込んだ方に、足利学校、栗田美術館、
あしかがフラワーパークいずれか1カ所
で使用できるペア入場券を差し上げます。

推薦方法 5月31日(月)(必着)ま
でに推薦書に活動が分かる写真

5枚程度を添付して同課(生涯
学習センター内)へ持参または
郵送(〒326-0052市内
相生町1-1)

※自薦・他薦を問いません。

※推薦書は同課、各公民館、市
ホームページで入手可。

審査・表彰 選考委員会で審査
選考を行い、10月9日(土)の生涯
学習振興大会で表彰



高齢者とその家族の日常生活をサポート

高齢者の在宅福祉サービス

元気高齢課

☎202135

暮らしのお手伝い

内 容 掃除、外出の付き添い、除草など、日常生活上の簡易な援助

対 象 65歳↑の市民税非課税で、在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯

自己負担 利用料金の1割(月額上限1万円)
※金額は仕事内容によって異なります。

火災警報器の設置費用の助成

対 象 75歳↑の市民税非課税のひとり暮らしの方

自己負担 事業経費の1割

※生活保護世帯は無料。

※事前に購入したものは対象になりません。

老人性白内障特殊眼鏡などの費用の助成

内 容 特殊眼鏡などの購入費用を助成

対 象 75歳↑の市民税非課税で老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入ができない方



民生委員 寝具の乾燥

内 容 丸洗い乾燥(7~8月)

対 象 65歳↑のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方

自己負担 ▷市民税課税世帯=料金の20%

▷非課税世帯=料金の10%

▷生活保護世帯=無料

申 込 5月下旬~6月上旬頃

電磁調理器の給付

対 象 市民税非課税で75歳↑のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯もしくは65歳↑の要介護者などで火の扱いが不安な方

自己負担 給付費用の1割(生活保護世帯は無料)

民生委員 愛のひと声

内 容 平日の毎日(祝日、年末年始を除く)乳酸菌飲料を配達しながら声をかけ、安否の確認を行う

対 象 75歳↑で安否確認が必要なひとり暮らしの方

補聴器(ポケット型)の給付

対 象 75歳↑の市民税非課税で医師の判定を受けた方

自己負担 給付費用の1割(生活保護世帯は無料)

民生委員 緊急通報システムの貸与

内 容 急病時や緊急時にすぐに受信センターや消防署に通報できる機器の貸し出し

対 象 75歳↑のひとり暮らし、高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯

※アナログ回線のみ利用可。

自己負担 機器の保守点検や動作確認にかかる費用として2年に1回負担あり

短期入所(ショートステイ)

内 容 日常生活に配慮が必要な高齢者の自立した生活を支援するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る

対 象 65歳↑で要支援・要介護認定を受けていない方

利用料(1日あたり)

▷生活保護世帯=1,000円

▷その他の世帯=2,000円



※愛のひと声と緊急通報システムは、どちらか一方を選択してお申し込みください。



▲緊急通報システムの機器